

運転・建設状況の概要

(平成 26 年 7 月 19 日～平成 26 年 11 月 10 日)

平成 26 年 11 月 10 日
福井県安全環境部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

現在、県内発電所全 13 基全てが定期検査を実施している。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所 1 号機：第 33 回定期検査（平成 23 年 1 月 26 日～）
- ・敦賀発電所 2 号機：第 18 回定期検査（平成 23 年 8 月 29 日～）
- ・美浜発電所 1 号機：第 25 回定期検査（平成 22 年 11 月 24 日～）
- ・美浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 12 月 18 日～）
- ・美浜発電所 3 号機：第 25 回定期検査（平成 23 年 5 月 14 日～）
- ・大飯発電所 1 号機：第 24 回定期検査（平成 22 年 12 月 10 日～）
- ・大飯発電所 2 号機：第 24 回定期検査（平成 23 年 12 月 16 日～）
- ・大飯発電所 3 号機：第 16 回定期検査（平成 25 年 9 月 2 日～）
- ・大飯発電所 4 号機：第 15 回定期検査（平成 25 年 9 月 15 日～）
- ・高浜発電所 1 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 1 月 10 日～）
- ・高浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 11 月 25 日～）
- ・高浜発電所 3 号機：第 21 回定期検査（平成 24 年 2 月 20 日～）
- ・高浜発電所 4 号機：第 20 回定期検査（平成 23 年 7 月 21 日～）

(2) 高速増殖原型炉もんじゅの状況

原子炉施設の安全確保のために必要な機器・設備の保全対策として、燃料取扱設備、2 次冷却系設備、補助冷却設備、原子炉補機冷却水系設備、原子炉補機冷却海水系設備、放射性廃棄物処理設備、換気空調設備、所内電源供給設備、ディーゼル発電設備、屋外開閉所・主要変圧器設備等の点検を実施している。

(3) 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の状況

[資料 No. 3-1 p. 51]

平成 26 年 9 月 1 日から第 27 回定期検査を開始しており、原子炉等規制法に基づき、使用済燃料の取扱い又は貯蔵に係る設備について検査を実施している。

2. 特記事項

(1) 発電用原子炉施設に係る新規制基準への対応について

原子力規制委員会は、関西電力が平成 25 年 7 月 8 日に申請した大飯発電所 3、4 号機および高浜発電所 3、4 号機の原子炉設置変更許可等について審査を行っている。

平成 26 年 10 月 31 日、関西電力は、高浜発電所 3、4 号機について、これまでの審査会合を踏まえ、地震や津波、重大事故対策等に関して対応が必要な内容等を反映した原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出した。

(2) 県内発電所の敷地内破砕帯の調査状況について

① 敦賀発電所

原子力規制委員会の有識者会合は、D-1 破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であるとした評価書の見直し可否を議論するため、平成 26 年 8 月 27 日および 9 月 4 日に評価会合を開催した。

② 美浜発電所

原子力規制委員会の有識者会合は、平成 26 年 5 月 30 日に関西電力から提出を受けた追加調査結果について議論するため、平成 26 年 9 月 11 日に評価会合を開催した。

(3) 高速増殖原型炉もんじゅについて

① もんじゅ改革および原子力機構改革について

[資料 No. 3-1 p. 58]

7 月 30 日、もんじゅ改革推進本部長である櫻田文部科学副大臣が来県し、知事に対し、もんじゅの組織体制の整備等、改革の進捗について報告した。

その際、知事は副大臣に対し、改革や研究開発について目標や日程を明確にしてその成果を示すことや、原子力機構と一体となって新規制基準への対応などできることを進め、安全管理に万全を期すこと等を要請した。

原子力機構は、9 月 25 日にもんじゅ改革の成果と課題、9 月 29 日にもんじゅ改革を含めた原子力機構全体の改革の成果と課題をとりまとめ、10 月 2 日、文部科学省に「日本原子力研究開発機構改革報告書」を提出した。

県は、9 月 25 日および 9 月 29 日に、原子力機構からもんじゅ改革および原子力機構改革の成果と課題について説明を受けた。その際、もんじゅ改革の集中改革期間を 3 月まで半年間延長することは極めて遺憾であり、理事長らが不退転の覚悟を持って、来年 3 月までの工程を明確にし、検証しながら、責任を持って改革を進めること等を求めた。また、原子力機構の事業見直しとして、ふげんの使用済燃料の処理について海外委託を検討するとしたことについて、改めてふげんの廃止措置の工程を示すとともに、海外での再処理や解体廃棄物の処分先の確保について道筋をつけること等を求めた。

② 平成 27 年度予算概算要求について

8 月 29 日、県は文部科学省の田中官房審議官から、平成 27 年度概算要求について説明を受け、もんじゅの安全対策や維持管理経費の他に、新規制基準に対応するための経費を計上する一方、「もんじゅ」の運転再開のための経費については、運転再開が難しい状況であるため計上しないこと等の報告を受けた。

(4) 国のエネルギー政策等について

① 原子力小委員会について

知事は、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会に委員として出席し、再稼働、廃炉の安全対策、使用済燃料の中間貯蔵等の課題について、政府が全体性を持って責任ある方針を示す必要があること等の意見を述べた。(平成26年7月23日、8月7日、9月16日、10月2日、10月27日の同委員会に出席)

② 基本政策分科会について

知事は、平成26年8月19日に開催された総合資源エネルギー調査会基本政策分科会に委員として出席し、原子力の将来の役割と割合について、エネルギーの安定供給やコスト低減などの観点から徹底した議論を急ぐよう求めた。

(5) 国への要請等について

[資料 No. 3-1 p. 192, 196]

平成26年9月9日、知事は、小渕経済産業大臣に対し、原子力発電の問題について、政府が責任を持って、再稼働や廃炉、使用済燃料の中間貯蔵の方針、立地地域の産業・経済への影響など様々な課題を一体として議論し、国の責任ある方針を示すよう要請した。

平成26年9月16日、県は、原子力規制委員会に対し、敦賀発電所敷地内破砕帯について、幅広い分野の知見を集め、理由・根拠を明確にし、事業者を含めて科学的・技術的議論を徹底的に尽くし、慎重に公平・公正な結論を導き出すよう要請した。

(6) 「廃炉・新電源対策の現状と課題について－第1次報告書－」の公表について

[資料 No. 3-1 p. 198]

平成26年8月20日、県は、廃炉・新電源対策について、文献調査や関係者からの聞き取り調査、欧州の発電所への実地調査等を通じて得た情報を整理し、国内外の現状と課題をまとめた報告書を公表した。

3. 安全協定に基づく異常事象の報告

[資料 No. 3-1 p. 48]

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象はなかった。

原子力発電所の運転および建設状況

添付－ 1

原子力安全対策課
平成 26 年 11 月 10 日現在

1. 運転または建設中の発電所（設備容量 運転中：13 基 計 1128.5 万 kW、建設中：1 基 計 28.0 万 kW）

項 目 発電所名		現 状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			平成 26 年度	運開後累計	平成 26 年度	運開後累計
日本原子力発電(株)	1 号機	定期検査中 (H23. 1. 26～未定)	0. 0	6 0. 7	0. 0	8 4 7. 3
			0. 0	6 3. 1		
敦 賀 発 電 所	2 号機	定期検査中 (H23. 8. 29～未定)	0. 0	6 8. 3	0. 0	1, 9 2 2. 9
			0. 0	6 8. 3		
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		性能試験中 (停止中)	(H22. 5. 6 10:36 原子炉起動、H22. 5. 8 10:36 臨界)			
関 西 電 力 (株) 美 浜 発 電 所	1 号機	定期検査中 (H22. 11. 24～未定)	0. 0	4 8. 7	0. 0	6 3 8. 0
			0. 0	5 0. 8		
	2 号機	定期検査中 (H23. 12. 18～未定)	0. 0	5 8. 0	0. 0	1, 0 7 5. 2
			0. 0	5 9. 4		
	3 号機	定期検査中 (H23. 5. 14～未定)	0. 0	6 4. 8	0. 0	1, 7 8 0. 2
			0. 0	6 5. 4		
関 西 電 力 (株) 大 飯 発 電 所	1 号機	定期検査中 (H22. 12. 10～未定)	0. 0	6 0. 5	0. 0	2, 2 1 7. 3
			0. 0	6 1. 3		
	2 号機	定期検査中 (H23. 12. 16～未定)	0. 0	6 7. 0	0. 0	2, 4 0 7. 9
			0. 0	6 7. 5		
	3 号機	定期検査中 (H25. 9. 2～未定)	0. 0	7 3. 9	0. 0	1, 7 4 8. 6
			0. 0	7 3. 8		
	4 号機	定期検査中 (H25. 9. 15～未定)	0. 0	7 8. 3	0. 0	1, 7 6 0. 7
			0. 0	7 7. 9		
関 西 電 力 (株) 高 浜 発 電 所	1 号機	定期検査中 (H23. 1. 10～未定)	0. 0	6 3. 5	0. 0	1, 8 3 8. 6
			0. 0	6 4. 0		
	2 号機	定期検査中 (H23. 11. 25～未定)	0. 0	6 4. 5	0. 0	1, 8 1 9. 2
			0. 0	6 5. 0		
	3 号機	定期検査中 (H24. 2. 20～未定)	0. 0	7 6. 0	0. 0	1, 7 2 6. 7
			0. 0	7 5. 3		
	4 号機	定期検査中 (H23. 7. 21～未定)	0. 0	7 5. 4	0. 0	1, 6 9 0. 8
			0. 0	7 4. 9		
合 計			0. 0	6 6. 6	0. 0	2 1, 4 7 4. 1
			0. 0	6 5. 4		

（注）利用率・稼働率・電力量は平成 26 年 10 月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て。

$$\begin{aligned} \text{（上段）設備利用率} &= \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%) \\ \text{（下段）時間稼働率} &= \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

2. 各発電所の特記事項（11月10日時点）

（1）運転中のプラント

発電所名	特記事項
敦賀1号機	第33回定期検査中（H23. 1. 26 ～ 未定） ・発電停止（H23. 1. 26 0:00） ・原子炉停止（H23. 1. 26 5:22）
敦賀2号機	○一次冷却材中の放射能濃度上昇 ・発電停止（H23. 5. 7 17:00） ・原子炉停止（H23. 5. 7 20:00） 第18回定期検査中（H23. 8. 29 ～ 未定）
美浜1号機	第25回定期検査中（H22. 11. 24 ～ 未定） ・発電停止（H22. 11. 24 10:30） ・原子炉停止（H22. 11. 24 12:25）
美浜2号機	○A-加圧器スプレッドランドリークオフ流量増加 ・発電停止（H23. 12. 8 3:15） ・原子炉停止（H23. 12. 8 4:00） 第27回定期検査中（H23. 12. 18 ～ 未定）
美浜3号機	第25回定期検査中（H23. 5. 14 ～ 未定） ・発電停止（H23. 5. 14 11:00） ・原子炉停止（H23. 5. 14 12:59）
大飯1号機	第24回定期検査中（H22. 12. 10 ～ 未定） ・発電停止（H22. 12. 10 10:00） ・原子炉停止（H22. 12. 10 11:25） ・原子炉起動（H23. 3. 10 19:00）、臨界（H23. 3. 11 0:40） ・調整運転開始（H23. 3. 13 11:00） ・発電停止（H23. 7. 16 19:48） ・原子炉停止（H23. 7. 16 20:53） C-蓄圧タンク圧力の低下のため停止
大飯2号機	第24回定期検査中（H23. 12. 16 ～ 未定） ・発電停止（H23. 12. 16 16:00） ・原子炉停止（H23. 12. 16 18:35）
大飯3号機*	第16回定期検査中（H25. 9. 2 ～ 未定） ・発電停止（H25. 9. 2 23:00） ・原子炉停止（H25. 9. 3 1:06）
大飯4号機*	第15回定期検査中（H25. 9. 15 ～ 未定） ・発電停止（H25. 9. 15 23:00） ・原子炉停止（H25. 9. 16 1:33）
高浜1号機	第27回定期検査中（H23. 1. 10 ～ 未定） ・発電停止（H23. 1. 10 10:03） ・原子炉停止（H23. 1. 10 12:20）
高浜2号機	第27回定期検査中（H23. 11. 25 ～ 未定） ・発電停止（H23. 11. 25 23:02） ・原子炉停止（H23. 11. 26 2:26）
高浜3号機*	第21回定期検査中（H24. 2. 20 ～ 未定） ・発電停止（H24. 2. 20 23:00） ・原子炉停止（H24. 2. 21 3:50）
高浜4号機*	第20回定期検査中（H23. 7. 21 ～ 未定） ・発電停止（H23. 7. 21 23:00） ・原子炉停止（H23. 7. 22 2:08）

*：平成25年7月8日の新規規制基準施行に伴い、同日、関西電力は原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書等を提出した。

(2) 建設中のプラント

発電所名	特記事項
もんじゅ	設備保全対策 (H24. 4. 2 ～)

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	特記事項
原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	廃止措置中 (H20. 2. 12 ～) ・ カランドリアタンクおよび重水冷却系のトリチウム除去作業実施中 (H21. 9. 2 ～) ・ 重水浄化系のトリチウム除去作業実施中 (H24. 2. 27 ～) ・ 劣化重水貯槽、重水貯槽等のトリチウム除去作業実施中 (H25. 8. 26 ～) ・ B復水器下部胴等の解体撤去作業終了 (H26. 5. 14 ～ H26. 9. 30) 第 27 回定期検査中 (H26. 9. 1 ～ H26. 12 末頃 予定)

3. 燃料輸送実績 (平成 26 年 7 月 19 日～11 月 10 日)

<新燃料輸送>

なし

<使用済燃料輸送>

発電所名	概要
大飯 4 号機	使用済燃料集合体 14 体を青森県の日本原燃(株)使用済燃料受入れ・貯蔵施設に輸送 (8 月 26 日搬出 8 月 28 日着)

4. 低レベル放射性廃棄物輸送実績 (平成 26 年 7 月 19 日～11 月 10 日)

発電所名	概要
美浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 240 本 (輸送容器 30 個) を搬出 (9 月 15 日 美浜発電所出港)
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1, 120 本 (輸送容器 140 個) を搬出 (10 月 3 日 高浜発電所出港)
大飯発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1, 560 本 (輸送容器 195 個) を搬出 (10 月 25 日 大飯発電所出港)

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日
原 子 力 規 制 庁

平成 2 6 年度第 2 四半期の保安検査の実施状況について

平成 2 6 年度第 2 四半期（7 月～9 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成 2 6 年度第 2 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定※¹の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※ 1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1－1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1－1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表 1－1 に示すとおりである。このうち「監視」※²に該当する事象が、東北電力株式会社女川原子力発電所において 1 件（女川原子力発電所 2 号機 地震後の設備健全性確認における記録管理の不備について）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において 1 件（ナトリウム漏えい監視用 I T V 設備※³の保守管理等の不備について）、合計 2 件確認された。詳細な内容は、別表 1－2 のとおり。

なお、もんじゅにおいては、原子炉等規制法に基づく保安措置命令等に関し、保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、原子力規制委員会からの命令に対して適切に対応する必要があるとの認識を示したところであるが、今回の保安検査で確認された I T V 設備の保守管理等の不備に係る指摘も含め、引き続き、原子力規制委員会から

の命令に対して、適切に対応し改善する必要がある。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

※3 ナトリウム漏えい警報が発生した場合等のために、ナトリウム機器・配管が設置されている空気雰囲気のある部屋に設置されている監視カメラ。

(2) 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第43条の3の2第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表1－3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

(3) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

(1) 平成26年度第2回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※4}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※4 実施計画第Ⅲ章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表1－4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1－4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果、別表１－４に示すとおり、実施計画の違反に該当する事象は認められなかった。

(２) 保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第６４条の３第７項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第４０条第２項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

平成２５年１１月１３日から実施されている、福島第一原子力発電所４号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業の実施状況について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。（現在も検査は継続中）

③検査結果

天井クレーンの年次点検のため、平成２６年７月１日より９月３日にかけて燃料取り出し作業を中断していたが、９月４日に作業を再開した。１０月２８日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体１５３３体中１３４２体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。

(３) 保安検査期間外の実施計画違反について

平成２６年度第２四半期では、保安検査期間外において、実施計画違反に該当する事象は認められなかった。

３. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成２６年度第２四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

Ⅱ. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添２参照）

１. 平成２６年度第２回保安検査の結果

(１) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第２２条第５項、第３７条第５項、第４３条の３の２第５項、第５０条第５項、第５１条の１８第５項又は第５６条の３第５項の規定に基づき、確認を行うものである。

(２) 検査実施期間及び検査実施者

別表２に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、独立行政法人日本原子力研究開発機構（核燃料物質の使用施設）の保安活動は、保安規定に基づき、最低限実施されているが、総じて各施設における定常的な点検・保守作業や放射線測定等の保安活動は前例主義により形骸化しており、PDCA活動のうち、特に評価が不十分であることから、改善が十分にできていないことが確認された。そのような状況を踏まえて、事業者としての組織的な対応が適切に実施されるよう、前回の保安検査で指摘した事項に加えて改善すべきと認められた点について、以下のような指摘をした。

- ・直近の管理区域内の非火災事象に着目し、原子力科学研究所の火災、非火災事象に係る対応を確認し、過去3年4ヶ月間に29件の119番通報事象があったにもかかわらず、原子力科学研究所としての対策の要否に係る総合的な評価等が、組織的には一切なされていなかったことから、組織を統合する部署の不適合事象として管理することなども含め、不適合管理について速やかに改善するよう指摘した。（原子力科学研究所）
- ・前回の保安検査で指摘した不適合管理に関する見直しについては、要領書が見直されたものの、不適合管理を変更した意図が組織内に浸透しているとは言い難く、そのような状況で不適合管理を変更した意図が組織内に浸透していないなど、改善が不十分な状況であることが認められたことから、実効的な不適合管理を実施できる体制について速やかに検討し、実行するよう指摘した。（原子力科学研究所）
- ・前回の保安検査で指摘した最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。以下「廃棄物の仕掛品」という。）が一時保管と称して使用施設内に長期に渡り計画性が無く保管されているものの保管場所等に係る見直しについては、保管場所、安全確保策（火災防護含む）について新規制基準を踏まえた評価・改善までに至っていないことから、新規制基準を踏まえた更なる評価を速やかに行い、必要な申請手続き等の改善を速やかに行うよう指摘した。（原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区））

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。